

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月12日

【報告者の名称】 株式会社豊田自動織機

【報告者の所在地】 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号

丸の内ビルディング29階

株式会社豊田自動織機 東京支社

【電話番号】 東京(03)5293-2500

【事務連絡者氏名】 経理部長 玉木 康一

【縦覧に供する場所】 株式会社豊田自動織機

(愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社豊田自動織機をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、トヨタアセット準備株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書中に含まれる財務情報は、国際会計基準(IFRS)に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関するすべての手續は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。以下同じで

す。) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e - 5 (b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- (注12) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年1月15日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

　　本公開買付けの概要

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

() 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本公司買付けに関する意見の根拠及び理由

本公司買付けの概要

(訂正前)

<前略>

なお、当社の2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置」の「() 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

なお、当社の2025年6月3日開催及び2026年1月14日開催の取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置」の「() 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公司買付けを開始しておりますが、本公司買付け開始後における当社の株主の皆様による本公司買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様に本公司買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公司買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定したとのことです。

なお、公開買付者が2026年2月2日に公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けに関する方針について」に記載のとおり、公開買付者は、本公司買付価格が当社の本源的価値を反映した最善の価格であると考えてあり、かつ、本公司買付価格を変更する意向を有していないとのことです。公開買付者は、本公司買付価格は、2025年6月3日付公開買付者プレスリリースに記載の買付価格16,300円を基に、同日以降の当社を取り巻く事業環境の変化や当社が保有する上場株式の株価上昇などを勘案した上で、当社及び本特別委員会との間における複数回に亘る真摯かつ十分な協議を重ねて決定した価格であり、当社の本源的価値を反映した価格であると考えているとのことです。

(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

() 本公司買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20営業日であるところ、本公司買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公司買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公司買付けの開始まで比較的の長期間が確保されているとのことです。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様に本公司買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

(訂正後)

トヨタ不動産によれば、公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公司買付け開始後における当社の株主の皆様による本公司買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様に本公司買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公司買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しているとのことです。また、本公司買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公司買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公司買付けの開始まで比較的の長期間が確保されているとのことです。また、トヨタ不動産は、当社との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するよう

な内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

以 上